

第 2 章 設計マニュアル 道路

1 歩道

【基本的な考え方】

歩道を整備する際には、歩行者優先が前提であり、高齢者、障害者等への配慮が求められます。歩車道の分離、十分な歩道幅員の確保、舗装の工夫などによって、歩行者の安全性を確保し、快適な歩道となるよう配慮します。

構造等基準

項目	整備水準	解説
歩道「1-1」 表面の仕上げ	表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。	
歩道「1-2」 有効幅員	有効幅員は、200cm以上とすること。	
歩道「1-3」 横断勾配	横断勾配は、2%を標準とすること。	
歩道「1-4」 排水溝	路面に排水溝を設ける場合においては、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたを設けること。	
歩道「1-5」 横断歩道部分のすり付け勾配 横断歩道部分の段差 横断歩道部分の車いすの転回場所	横断歩道その他歩行者の横断の用に供する場所に接する歩道の部分は、次に定める構造とすること。 イ 勾配は、5%以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。 ロ 車道との段差は、2cmが標準であること。 ハ ロの段差に接する歩道の部分は、車いすが転回することができる構造であること。	150cm×150cm以上のスペースを確保します。
歩道「1-6」 視覚障害者誘導用ブロック等	多数の視覚障害者が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設の相互間の経路を構成する歩道及び視覚障害者が頻繁に利用する歩道には、視覚障害者を誘導する必要がある部分及び視覚障害者の注意を喚起する必要がある部分に歩行性及び耐久性に優れた線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。	

設計標準

項目	整備水準	解説
有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の幅員は、歩行者交通量が多い場合は、350cm以上とします。 縦断勾配は、原則として5%以下とします。（沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下とします。） 縦断勾配を設ける場合には、横断勾配は設けないようにします。 ブロック舗装の場合は、目地幅は、できり限り小さくし、また、深くならないよう配慮します。 歩行者等の通行部分（車道と歩道にすりつけ部分を除く）の幅員は、100cm以上とします。 	
勾配		
目地		
車両乗入部		

望ましい配慮

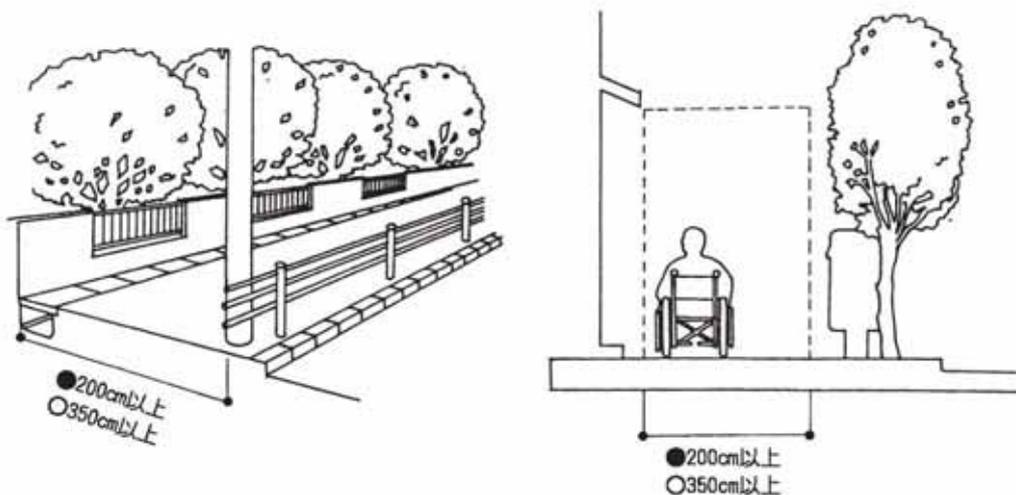
項目	整備水準	解説
舗装	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の舗装は、雨水を地下に浸透させることができるようにします。 横断勾配は、原則として1%以下とします。（地形の状況等によりやむを得ない場合は、2%以下とします。） 車両の乗り上げや不法占拠物によって有効幅員が狭められないよう、車止めやPRシートを設置します。 歩行者等の通行部分（車道と歩道のすりつけ部分を除く）の幅員は、200cm以上とし、可能な限り広く確保します。 	
勾配		
車止め等		
車両乗入部		

歩道

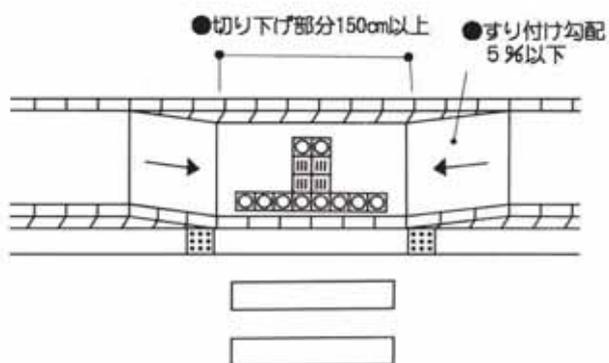
歩道の整備例



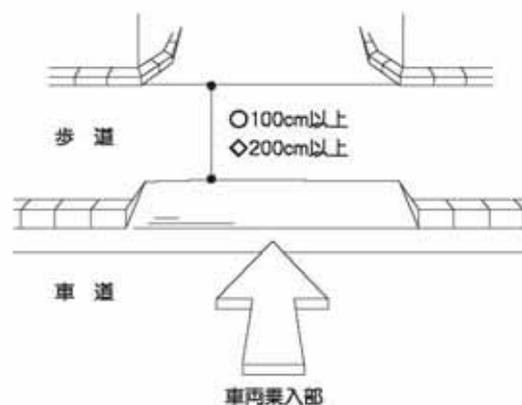
歩道の幅員



歩道の切下げの例



車両乗入部の例



PRシートの例



線状ブロックに
PRシート貼付

2 横断歩道橋

【基本的な考え方】

横断歩道橋や地下横断歩道などの立体横断歩道施設を設置する場合は、高齢者、障害者等が利用しやすく、安全で、かつ、負担が少なくなるよう十分に配慮することが必要となります。

構造等基準

項目	整備水準	解説
横断歩道橋 「2-1」 表面の仕上げ	表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。	
横断歩道橋 「2-2」 手すり	両側に手すりを設けること。	
横断歩道橋 「2-3」 識別性	階段の踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度の比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。	
横断歩道橋 「2-4」 階段の構造	階段は、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。	
横断歩道橋 「2-5」 回り段の禁止	階段には、回り段を設けないこと。ただし、回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。	
横断歩道橋 「2-6」 点状ブロック	階段の段及び傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、横断歩道橋及び歩道部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。	

設計標準

項目	整備水準	解説
横断歩道橋の幅員	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道橋の階段は150cm以上、斜路は200cm以上、斜路付階段は210cm以上の幅員を確保します。（地形の状況等によりやむを得ない場合は、それぞれの幅員は30cmまで減ずることができるものとします。） 斜路付階段の傾斜の幅員は60cmを標準とします。 上記以外の部分の幅員は150cm以上とします。また、自転車・ベビーカー・車いす等の利用を考慮する場合の幅員は、原則として200cm以上とします。 	

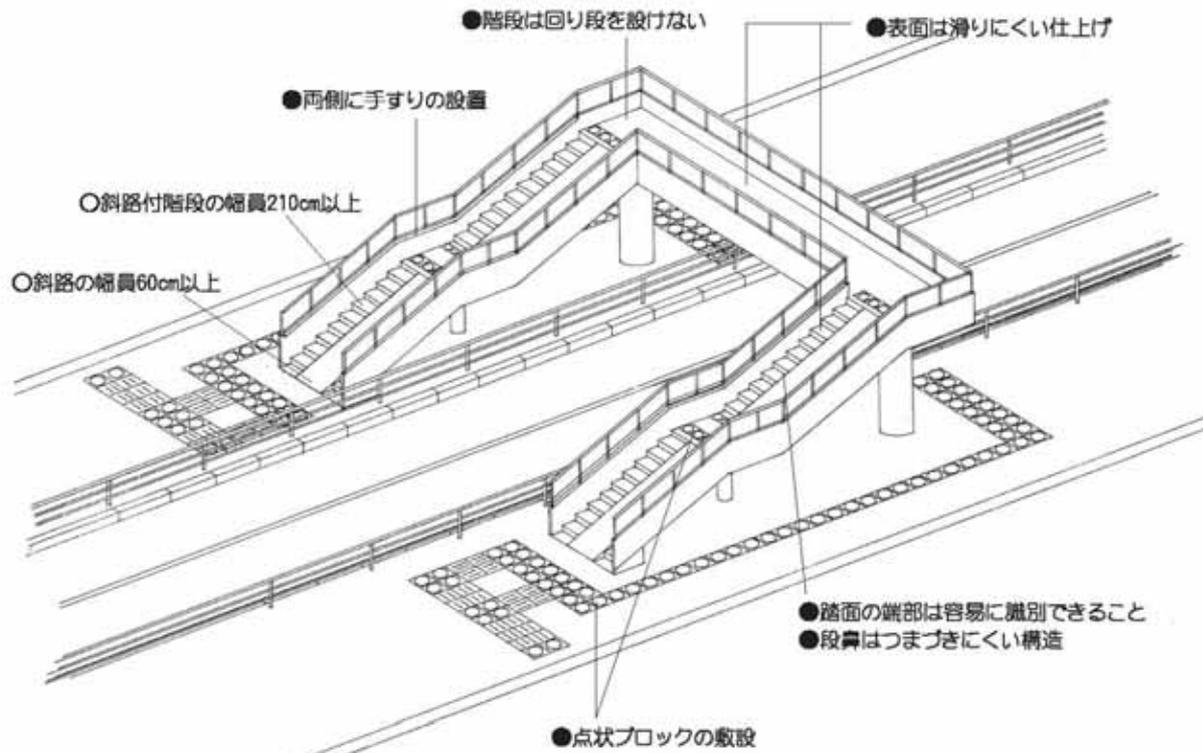
項目	整備水準	解説
地下横断歩道の幅員	<ul style="list-style-type: none"> 地下横断歩道の階段は250cm以上、斜路は300cm以上、斜路付階段は310cm以上の幅員を確保します。(地形の状況等によりやむを得ない場合は、それぞれの幅員は80cmまで減することができるものとします。) 斜路付階段の斜路の幅員は60cmを標準とします。 上記以外の部分の幅員は、250cm以上とします。また、自転車・ベビーカー・車いす等の利用を考慮する場合の幅員は、原則として300cm以上とします。 	
点字表示	<ul style="list-style-type: none"> 手すりの端部や曲がり角等の要所には、必要に応じて点字表示を設置します。 	

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
昇降施設	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の多い場所等には、高齢者、障害者等の利用を考慮して、エレベーター、エスカレーター等の昇降施設を併設します。 	

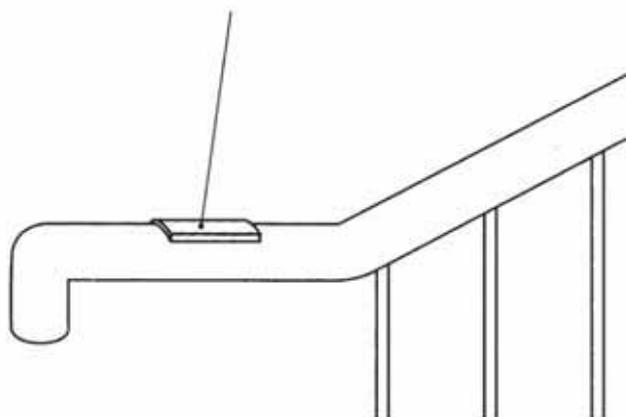
横断歩道橋

横断歩道橋の整備例



点字表示の例

○（横断歩道橋名、位置などを
点字又は記号等で表示したもの）



3 バスの停留所

【基本的な考え方】

バスは、高齢者、障害者等にとっての重要な移動手段であり、バス停留所は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように、乗降位置への誘導、案内表示や休憩設備の設置などに配慮することが必要となります。

設計標準

項目	整備水準	解説
段差	<ul style="list-style-type: none">歩道の部分の車道に対する高さは、原則15cmとします。	15cm：ノンステップバスに対応可能な寸法です。
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none">待ち溜まりスペースを十分にとり、乗降時に支障がないようにします。	
案内表示	<ul style="list-style-type: none">バスの停留所には、バスの行き先、運行路線図、時刻表などをわかりやすく表示した見やすい案内板を設けます。案内板は、記号や文字の大きさ、配色などに配慮します。	
視覚障害者誘導用ブロック等	<ul style="list-style-type: none">バスの停留所と視覚障害者の利用が多い施設との経路には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設します。	

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
ベンチ、上屋	<ul style="list-style-type: none">バスの停留所には、バスの乗降及び歩道の通行の支障とならない箇所にベンチ及び上屋を設けます。	ベンチ等の設備は、視覚障害者誘導用ブロック等の利用の障害にならない位置に設置します。
点字表示	<ul style="list-style-type: none">案内板には、点字表示を併用します。	
運行案内	<ul style="list-style-type: none">バスの運行状況を音声や文字表示により案内する装置を設けます	
照明設備	<ul style="list-style-type: none">夜間時の利用を考慮して、案内板を照らす設備を設けます。	

バスの停留所の整備例

